

安中市議会基本条例（逐条解説）

目次

前文

第1章 総則（第1条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第2条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条—第8条）

第4章 市長等と議会の関係（第9条—第14条）

第5章 議会運営（第15条—第19条）

第6章 議会の活性化（第20条—第23条）

第7章 議会の災害対応（第24条—第26条）

第8章 最高規範性及び継続的な見直し（第27条・第28条）

第9章 雑則（第29条）

附則

議会は、市民から選挙で選ばれた議員で構成される市民の代表であり、市民自治の要である。

日本国憲法は、地方公共団体の制度として、議事機関である議会を構成する議員と執行機関である地方公共団体の長をそれぞれ住民が直接選挙するという二元代表制をとっている。その二元代表制の下で、市民福祉の増進と市政の発展のために、議会と市長が共に考え、市民のために汗を流す必要がある。議会と市長とは、独立・対等の立場で互いに尊重し、抑制と均衡を保ちながらそれぞれの特性を生かし、適切に役割を果たすことが求められている。

議会は、議事機関として、行政運営に対して評価・監視機能を十分に発揮するとともに、市民の立場に立った政策の立案、提言等の機能を強化しなければならない。さらに、まちづくりの主体である市民の多様な意見を的確に市政に反映させるため、透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民参加と市民協働を図りながら市民との意見交換を積極的に進め、市民からより信頼される議会になることが求められている。

議員は、市民の代表であることを自覚し、その使命と任務を誠実かつ公正に遂行するため、自己と議員相互の研鑽^{さん}に努めるとともに公平及び公正な議論を尽くして市民の負託に応えなければならない。

これらのことを実現するため、安中市議会は、豊かな自然と先人が築き上げてきた平和への崇高な思いを継承し、改革への不断の努力を重ねていくことによって、市民の負託に応えていくことを改めて決意し、議会及び議員の活動原則、議会と市民、市長等との関係等の基本的な事項を定めた議会の最も尊重すべき規範となる安中市議会基本条例をここに制定する。

【前文解説】

前文は、この条例を制定するにあたり基本的な認識などを明らかにし、条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

安中市議会基本条例は、議会自らが果たさなければならない役割や責任を明記し、その目指すべき姿に向かって真剣に取り組んでいく決意をここに表明しています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会の基本的事項を定め、議会及び議員の役割を明確にし、その責任を果たすことにより真の地方自治を実現し、市民の幸福と魅力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

【第1条解説】

第1条は、議会に関する基本的な事項を定め、その責任を果たすことにより、市民の幸福と魅力あるまちづくりに寄与することをこの条例の目的とすることを規定しています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する合議制の議事機関としての特性を踏まえ、次に掲げる原則に基づいて活動する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議決すべき事件に係る議案の審議及び審査により安中市の意思決定を行うこと。
- (2) 議案の審査に当たっては、資料等を積極的に公開することにより、公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市民本位の立場から、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の適正な市政運営の執行に対する監視及び評価を行うこと。
- (4) 議案を提出する権利、市長が提出する議案に対する修正の動議を発議する権利等を議員が有することを踏まえて議決権を行使し、政策提案機能の積極的な活用に努めること。
- (5) 意見書の提出により、国会又は関係行政庁への意見表明を行うこと。
- (6) 市民の多様な意見を把握し、市政に反映することができるよう、市民参加の機会の充実に努めること。
- (7) 把握した多様な意見を基に政策の立案、提言等を行うこと。

【第2条解説】

第2条は、第1条で規定する目的を達成するための議会の活動原則として、次の7項目を箇条書きの形式で規定しています。

- (1) 地方自治法第96条第1項は、普通地方公共団体の議会が議決しなければならない事件として15項目を定めており、これらの議案について説明を聞き、質疑し、討論を重ね、表決すること、及び委員会に付託された議案、請願等を討議し、結論を出すこと。
- (2) 議案を審査するときは、使用した資料等を積極的に公開するとともに、市民に対して公正性や透明性を確保して開かれた議会を目指すこと。
- (3) 市民福祉の向上を基本とした立場を堅持して、市長及びその他の行政委員会を含む執行機関が市政運営を行うことに対する監視や評価を行うこと。
- (4) 議会による議案提出権や、市長が提出した議案の内容の変更を求めて提出する議題の議決権を使って、積極的に政策提案をするよう努めること。
- (5) 意見書は、市政の発展に必要な事柄の実現を国、県等の関係機関に要請するため、地方自治法第99条に基づき、市議会の意思を決定して表明するものであり、この意見書の提出の運用を適切に行うこと。
- (6) 市民が持つ幅広い様々な意見を把握し、それらを市政に反映することにより、市民が政治に参加する機会の充実に努めること。
- (7) 市民の多様な意見を尊重しつつ、市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みを提案すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、市民の代表であることを自覚し、次に掲げる原則に基づいて活動する。

- (1) 議案等の審議及び審査を行うこと。
- (2) 議会が言論の府であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間で討議を行うなど、議会で十分な審議を尽くすこと。
- (3) 市政の課題全般について市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質を高めるよう不断の研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を遂行し、議会及び自らの活動を市民に分かりやすく説明すること。
- (4) 議会の構成員として、一部の団体及び地域の代表にとどまらず、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

【第3条解説】

第3条は、第1条で規定する目的を達成するため、市民の代表としての議会を構成する議員のあるべき活動原則として、次の4項目を箇条書きの形式で規定しています。

- (1) 条例の制定、予算の決定等の地方公共団体の意思を決定する議案、意見書の提出等の議事機関として議会の意思の決定を求める議案等の案件について、審議及び審査を行うこと。
- (2) 議会が言語や文章により論議し、複数の議員の話し合いにより成り立つ組織であることを認識し、議員間の自由な討議を大切にしつつ、審議において十分な検討を重ねること。

- (3) 議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表者であることから、市民の意見を的確に把握し、また常に研鑽して職務に当たり、議会と議員の活動内容を市民に分かりやすく説明すること。
- (4) 議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表者でもあることから、特定の団体や地域の利益のみを優先せず、市民全体の福祉向上を目指した活動を行うこと。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うために、2名以上で会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で結成するものであって、政策の立案、提言等に資するための調査研究に努めなければならない。
- 3 会派は、必要に応じて会派間で調整を行い、少数意見に配慮した上で議会の合意形成に努め、円滑かつ効果的な議会運営を図るものとする。

【第4条解説】

第1項は、議員が議会活動を行うために、施政上の方針や方策について同一理念を共有する2名以上で会派を結成することができる旨を規定しています。

第2項は、会派が政策の立案、提言等に資するための調査研究に努める旨を規定しています。

第3項は、必要に応じて会派間で調整しながら少数意見に配慮する等の合意形成と円滑な議会運営を図る旨を規定しています。

(政務活動費)

第5条 会派は、政策の立案、提言等及び調査研究並びに市民への広報広聴に資するため、安中市議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年安中市条例第7号）に基づく政務活動費を有効に活用しなければならない。

- 2 会派の代表者は、政務活動費の活用にあたっては、適正性及び透明性を確保し、当該政務活動費の使途及び活用の結果を積極的に公開して市民に対する説明責任を果たさなければならない。

【第5条解説】

第1項は、会派として政策の立案、提言等及び調査研究並びに市民への広報広聴を行うに当たり、安中市議会政務活動費の交付に関する条例に基づく政務活動費を有効に活用しなければならない旨を規定しています。

第2項は、透明性のある開かれた議会を実現するため、会派の代表者が政務活動費の活用にあたっては、当該政務活動費の活用の適正性及び透明性を確保して当該政務活動費の使途及び活用の結果を積極的に公開して市民に対する説明責任を果たさなければならない旨を規定しています。

※ 政務活動費の交付に関する具体的な事項については、安中市議会政務活動費の交付に関する条例及び安中市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則により規定しています。

第3章 市民と議会の関係

(市民と議会の関係)

第6条 議会は、市民の多様な意見を把握し、政策の立案、提言その他の活動に反映させるとともに、市民との意見交換の場を設けることにより、市民が議会の活動に参加する機会の充実を図るものとする。

2 市民との意見交換の場に関することは、別に定める。

3 議会は、市民の多様な意見を議案等の審議及び審査に反映させるよう努めるものとする。

【第6条解説】

第1項は、議会は、市政における課題の解決を図るため、市民が持つ幅広く様々な意見を把握し、また、議会として市民への説明責任を果たすため、市民と意見を交換する場を定期的を開催することにより市民参加の機会を保障し、更に当該機会の充実を図るよう規定しています。

第2項は、市民との意見交換の場に関する事項については、別に定める旨を規定しています。

第3項は、議会が市民の多様な意見等を議会の討議に反映させるよう努める旨を規定しています。

(市民への情報公開)

第7条 議会は、議会活動全般において自らの透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすために、議会活動に関する情報、関連資料等を積極的に公開するものとする。

【第7条解説】

第7条は、議会が透明性のある議会、開かれた議会を実現し、市民に対する説明責任を果たすため、本会議、常任委員会、特別委員会等の会議に関する情報を可能な限り公開し、当該会議の資料についても積極的に公開する旨を規定しています。

(請願及び陳情)

第8条 議会は、請願及び陳情を市民による政策の提案と位置付けるとともにその審議においては公聴会等を利用して、当該請願及び陳情の提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

【第8条解説】

第8条は、議会が請願及び陳情を市民による市政に対する政策の提案と位置付け、その審議に当たっては、公聴会等を利用して当該請願及び陳情の提案者の意見を聞く機会を設けるよう努める旨を規定しています。

第4章 市長等と議会の関係

(市長等との関係)

第9条 議会は、二元代表制の一翼として、市長等と議会が有する権限及び役割の違いを認識し、常に一定の緊張関係を保ちながら議事機関としての役割を果たしていくものとする。

【第9条解説】

地方自治体は、住民が直接選挙で、行政の執行機関である長と、議員の合議により行政の意思決定をする議決機関である議会の議員を選ぶ二元代表制を採用しており、第9条では、議会が二元代表制の一翼として、市長等と議会の持つ権限及び役割の違いを認識し、市長等に対して常に一定の緊張関係を保ちながら、市政の意思決定をする議事機関としての役割を果たしていく旨を規定しています。

(論点の明確化)

第10条 本会議における一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。

2 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員からの質疑又は質問に対し、その論点を明らかにするため、議長又は委員長長の許可を得て反問することができる。

【第10条解説】

第1項は、議員が行う一般質問については、論点及び争点を明確にし、市民に分かりやすい質疑応答にするため、一問一答方式で行うことができる旨を規定しています。

第2項は、本会議（委員会）での議員（委員）の質疑又は質問に対して、本会議（委員会）に出席した市長等は、質疑又は質問の趣旨の論点を明らかにするため、議長（委員長）に許可を得た上で反問することができる旨を規定しています。この場合における反問は、質問の趣旨、内容、背景、根拠等を確認し、論点を明確にして分かりやすい議論を行うために行うものであり、質問に対する逆質問や質問者への反論を目的として行うことはできません。

(政策等の説明)

第11条 議会は、市長等が提案する重要な政策等について、当該政策等の形成の過程の透明性を図り、かつ、議案の審議を通じて当該政策等の水準の向上を高めることに資するため、次に掲げる事項に関する必要な説明を求めることができる。

- (1) 政策等を必要とする背景及び根拠
- (2) 政策等の提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体における類似する政策等との比較検討の内容
- (4) 政策等の策定過程における市民の参画の有無とその内容

- (5) 安中市総合計画条例（平成29年安中市条例第22号）第2条第1号に規定する総合計画（第14条第1号において「総合計画」という。）における根拠又は位置付け
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

【第11条解説】

第11条は、議会が市長等の提案する重要な政策等について、当該政策等の形成の過程における透明性を図り、かつ、当該政策等の水準を高めるため、次の7項目に関して必要な情報を求めることができる旨を規定しています。

- (1) 政策等の提案を必要とする背景及び根拠
- (2) 政策等の提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体における類似政策との比較検討の内容
- (4) 政策等の策定過程における市民の参画の有無とその内容
- (5) 総合計画における根拠又は位置付け
- (6) 財源の手当て
- (7) 政策等の将来にわたる効果及び費用

（予算及び決算における政策説明）

第12条 議会は、予算及び決算の審議においては、前条の規定に準じて、市長に政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めることができる。

【第12条解説】

第12条は、議会が予算案及び決算案の慎重な審議のため、第11条の規定に準じて、市長に政策別又は事業別の分かりやすい説明を求めることができる旨を規定しています。

（議会への説明）

第13条 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。

【第13条解説】

議会及び議員が市長等の事務に関して内容を把握することは必要不可欠であるため、第13条は、市長等が議会又は議員から資料の提出又は説明の要求があったときは、市長等が資料の提出又は説明について誠実に対応する旨を規定しています。

(議決事件の追加)

第14条 議会は、市長等とともに責任を負いながら計画的かつ透明性の高い市政運営に努めるため、地方自治法第96条第2項の規定により議決すべき事件として次に掲げるものを定める。

- (1) 総合計画（安中市総合計画条例第2条第2号に規定する基本構想に限る。）を策定し、変更し、又は廃止すること。
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（市長等による行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち、特に重要なものを策定し、変更し、又は廃止すること。

【第14条解説】

地方自治法第96条第1項の規定により議会在議決しなければならない事件が同項に定められていますが、同条第2項の規定により議会の機能を強化するため、普通地方公共団体が条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができるとされています。

第14条は、次に掲げる2項目の重要事項を議会在議決すべき事件に追加する旨を規定しています。

- (1) 総合計画のうち、基本構想を策定し、変更し、又は廃止すること。
※総合計画のうち、基本計画については、今後、本条に基づく議会の議決事件として追加できるよう、調整していく予定です。
- (2) 市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（市長等が定める行政内部の管理に係る計画又は指針は除く。）のうち、特に重要なものを策定し、変更し、又は廃止すること。

第5章 議会運営

(議会運営)

第15条 議会は、公正性及び透明性を確保し、多様な観点から市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言等に係る機能を十分に発揮することができるように、円滑かつ効果的な運営に努め、合議制の議事機関である議会としての役割を果たすものとする。

- 2 議会の運営に当たっては、市民の議会に対する傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点及び方法で行うものとする。
- 3 議会内での申合せ事項は、不断に見直しを行うものとする。

【第15条解説】

第1項は、議会在市民の立場から公正性と透明性を確保した上で、第2条に規定する議会の活動原則に基づいて合議制の議事機関としての役割を果たす旨を規定しています。

第2項は、議会の運営に当たっては、市民が積極的に議会の傍聴したくなるように分かりやすい視点及び方法で行う旨を規定しています。

第3項は、議会内部の申合せ事項については、必要に応じて不断に見直しを行う旨を規定しています。

(討議による合意形成)

第16条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間において自由に討議を行うことができるよう努めなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案並びに請願及び陳情に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互の討議を尽くして合意の形成に努めるものとする。

【第16条解説】

第1項は、議会が合議制の機関であり、言論の府であることから、主権者である市民の意思を反映させるべく、議員相互間の自由な討議を行うことができるよう努める旨を規定しています。

第2項は、議会が本会議及び委員会において議案並びに請願及び陳情を審議し、結論を出すときは、議員相互の討議を尽くして課題を明らかにし、合意形成を図るよう努める旨を規定しています。

(一般質問)

第17条 議員は、本会議において一般質問を行う権利を有する。

2 一般質問は、行財政全般にわたって市長等に対して疑義をただし、政治姿勢、政策等に対する責任を明確にさせることを目的とする。

3 一般質問における論点及び回答は、これを公開する。

【第17条解説】

第1項は、議員が本会議で一般質問を行うことができる権利を有する旨を規定しています。

第2項は、議員による一般質問の目的が市の行財政に対してその執行の状況、将来の方針、課題等を市長等に直接ただし、市長等の政治姿勢、政策等に対する責任を明確にさせることを規定しています。

第3項は、市民にとって透明性のある分かりやすい議会にするために、一般質問の論点及び回答を多様な広報手段を用いて市民に公表する旨を規定しています。

(賛否の公開)

第18条 本会議における議案等に対する賛否は、これを公開する。

【第18条解説】

第18条は、議員の政治責任をより明確にするため、本会議で採決された議案等に対する議員個人ごとの賛否を多様な広報手段を用いて市民に公表する旨を規定しています。

(委員会運営)

第19条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するとともに、新たに生ずる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、事案の専門性、特性等を考慮し、委員会を適切に活用するものとする。

2 委員会は、当該委員会の所管に関わる市政の課題について、市長等が提案する議案等の審査及び当該委員会の所管事項の調査を積極的に行うものとする。

3 委員会の委員は、当該委員間における討議を通じて、その所管する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言等を積極的に行うものとする。

【第19条解説】

第1項は、委員会が地方自治法第109条の規定に基づき、複雑化・専門化する行政課題に対応するために本会議よりも少数の議員によって、議案を能率的かつ専門的に審議するために設置されるものであることを踏まえ、当該委員会を適切に活用していく旨を規定しています。

第2項は、委員会が委員会制度の趣旨を踏まえて、多様な行政課題に迅速かつ的確に対応するために、所管事項の調査を積極的に行う旨を規定しています。

第3項は、委員会の委員が委員相互の討議を尽くして、その所管する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言等を積極的に行う旨を規定しています。

第6章 議会の活性化

(研修の充実)

第20条 議会は、議員の政策の形成及び立案に係る能力の向上を図るため、議員の研修の充実に努めるものとする。

2 前項の議員の研修の充実に当たっては、多様な分野から専門的な知識を取り入れることができるよう配慮し、当該研修の実施に努めるものとする。

【第20条解説】

第1項は、議会が市長等による行政執行を監視し、及び評価し、並びに積極的に政策の提案をしていく上で必要となる政策立案能力や政策提言能力の一層の向上を図るために、議会全体として、独自の研修会の開催等を通じて議員の研修の充実に努める旨を規定しています。

第2項は、第1項に規定する研修の実施の際には、多様な分野の学識経験者を活用し、広く専門的な知見を取り入れることができるように配慮した上で研修の実施に努める旨を規定しています。

(調査活動等)

第21条 議会及び議員は、政策の立案に資するため、必要な調査、研修及び視察を行い、その結果又は成果を市民に公表し、及び報告するものとする。

【第21条解説】

議会と議員は、為すべき政策立案機能を十分に発揮するために必要な調査、研修、視察等を行い、その上で得た結果や成果については、多様な広報手段を用いて市民に公表し、及び報告する旨を規定しています。

(広報及び広聴の充実)

第22条 議会は、市民への情報の提供及び市民との情報の共有を推進するとともに、市民が参画する機会の拡充を図るため、議会の広報及び広聴に係る活動の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議会広報紙、インターネットその他の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つことができるよう、広報活動に努めるものとする。

3 議会は、多様な市民の意見及び提案を把握するため、広聴活動に努めるものとする。

【第22条解説】

第1項は、議会が市民への情報の提供及び市民との情報の共有を推進するとともに、市民が参画する機会の拡充を図るため、議会の広報及び広聴に係る活動の充実強化に努める旨を規定しています。

第2項は、議会が議会広報紙、インターネットその他の多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会及び市政に関心を持つことができるよう、広報活動に努める旨を規定しています。

第3項は、議会が市民の意見及び提案を把握するため、広聴活動に努める旨を規定しています。

(議会事務局の体制整備)

第23条 議会は、議会の政策及び立案に係る能力を向上させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務（条例等を政策の実現のための手段として捉え、当該政策の実現のための効果的な条例等の立案及び執行を行う実務をいう。）等の機能の強化に努めるものとする。

【第23条解説】

議会が政策形成及び政策立案機能を高めるためには、議会の活動を補佐する議会事務局の役割も重要となるため、第23条は、議会事務局の調査、政策法務等の機能を強化に努める旨を規定しています。

第7章 議会の災害対応

(災害発生時の体制の整備)

第24条 議会は、大規模災害等の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民の生活を守るための効果的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と連携し、議会としての体制の整備に努めるものとする。

【第24条解説】

第24条は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の教訓から、市内における大規模災害等の発生時の議会の対応について、基本的なあり方を規定しています。

また、安中市は、「地域防災計画」を定めており、災害が発生した場合には、これに従って災害対策本部と緊密な連携を図るとともに、各地域において情報の把握を行い、議会として速やかに対応します。

(災害発生時の議会の役割)

第25条 議会は、大規模災害等が発生した場合に市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に執行することができるよう議会運営に努めるとともに、復興に向けて積極的に議会の役割を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、大規模災害等が発生した場合は、被害の状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し政策の立案、提言等を行い、又は国及び県に対し要望等を行うものとする。

【第25条解説】

第1項は、市内において大規模災害等が発生した場合に市民の生活基盤の回復、整備等に必要予算を迅速に執行することができるよう、議会運営に努めるとともに、復興に向けて積極的に議会の役割を果たすよう努める旨を規定しています。

第2項は、市内において大規模災害等が発生した場合に議会として被害の状況を調査し、市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し政策の立案、提言等を行い、又は国及び県に対し要望等を行う旨を規定しています。

(災害発生時の議員の役割)

第26条 議員は、大規模災害等が発生した場合は、議長又は議会事務局に対して自らの安否及び所在を明らかにするものとする。

2 議員は、大規模災害等が発生した場合は、区長等と協力し、被災者の安全の確保、避難所への誘導、避難所に対する支援等の地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 議員は、大規模災害等が発生した場合は、地域における被災状況、被災者の要望等の情報の収集に努め、必要に応じて議長に報告するものとする。

【第26条解説】

第1項は、市内における大規模災害等が発生した場合において、議員自らの安全を確保した上でその所在を議員及び議会事務局に対して明らかにする旨を規定しています。

第2項は、市内における大規模災害等が発生した場合において、議員が区長、区長代理、自治会長等と協力して被災者の安全の確保、避難所への誘導、避難所に対する支援等の地域の一員として共助の取組が円滑に行われるよう努める旨を規定しています。

第3項は、市内における大規模災害等が発生した場合において、議員が地域における被災状況、被災者の要望等の情報の収集に努め、必要に応じて議長に報告する旨を規定しています。

第8章 最高規範性及び継続的な見直し

(最高規範性)

第27条 議会及び議員は、この条例を議会における最高規範として位置付け、この条例の趣旨を十分に尊重した上で議会を運営しなければならない。

2 議会は、議会に関する他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合性が確保されるよう努めなければならない。

【第27条解説】

第1項は、議会と議員は、この条例が本市議会における最高規範であることを認識し、その趣旨を十分に尊重した上で議会運営を行わなければならない旨を規定しています。

第2項は、議会に関する他の条例、規則等の制定及び改廃並びにその解釈及び運用に当たっては、議会における最高規範であるこの条例との整合性を図るよう努めなければならない旨を規定しています。

(継続的な見直し)

第28条 議会は、この条例の施行後、市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して継続的に議会運営に係る評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定を見直すものとする。

【第28条解説】

第28条は、議会がこの条例が施行された後、市民の意見や社会情勢の変化を勘案し、議会運営に係る継続的な評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じていく旨を規定しています。

第9章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【第29条解説】

第29条は、この条例の施行に関して必要な事項を議会規則において定める旨を規定しています。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。